

全体についての防火管理に係る消防計画

第1 総則

1 目的

この全体についての防火管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）は、消防法令に基づき、〔
（以下「この建物」という。）〕の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とします。

2 適用の範囲

この全体の消防計画は、この建物内に居住する人やテナントに勤める人≪警備会社の派遣警備員も含む。≫、出入り業者、お客様など建物に出入りするすべての人に適用します。

3 管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲

管理権原者、防火管理者及び管理権原の範囲については、別表1「管理権原者等一覧表」のとおり。

4 協議会の設置

この建物全体についての防火管理上必要な業務を行うため、〔
〕協議会を設置します。

※ 協議会設置に関する参考例は、別紙1「〔
〕協議会について」及び別紙2「協議会構成員一覧表」のとおり。

※ 協議会を設置する場合は、上記4を記入して下さい。

第2 果たすべき役割

1 管理権原者

各管理権原者は、次のことを行います。

① 統括防火管理者の選任（解任）及び届出

各管理権原者は、協議して、統括防火管理者を選任（解任）した時は、所轄消防署長に届け出ます。管理権原者に変更がある場合も、その都度協議して、統括防火管理者を選任し所轄消防署長に届け出ます。

各管理権原者は、統括防火管理者の選任（解任）について、〔
〕に一任します。一任を受けた〔
〕が統括防火管理者を定め、所轄消防署長に届け出ます。

※ 統括防火管理者の選任について、各管理権原者が、その都度協議して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は上段を、主要な者に一任して、統括防火管理者を選任し届出を行う場合は下段を選択して下さい。

② 統括防火管理者への権限付与

管理権原者は、この建物全体についての防火管理上必要な業務（以下「全体についての防火管理業務」という。）を適切に遂行するために、統括防火管理者に次の権限を付与します。

ア この建物における全体の消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限

イ この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

ウ この建物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

エ その他全体についての防火管理業務を行うために必要な権限

③ 全体の消防計画の確認

各管理権原者は、統括防火管理者が作成（変更）する全体の消防計画の確認を行います。

④ 統括防火管理者への指示

各管理権原者は、必要な指示を与え、統括防火管理者に全体の防火管理業務を適切に実施させます。

⑤ 防火管理者の選任（解任）の報告

各管理権原者は、防火管理者を選任（解任）した場合、所轄消防署長に届け出るとともに、統括防火管理者へ報告します。

2 統括防火管理者

統括防火管理者は、次に掲げる全体についての防火管理業務を適切に実施します。なお、下記②、③、④の業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求めます。

① 全体の消防計画の作成（変更）及び届出

統括防火管理者は、全体の消防計画を作成し、各管理権原者の確認を受けて所轄消防署長に届け出ます。また、当該計画の内容に変更が生じた場合は、全体の消防計画を変更し、同様に各管理権原者の確認を受けて所轄消防署長に届け出ます。

② 全体の消防計画に基づく消防訓練の実施

「第3 消防訓練」に定めるとおりとします。

③ 共用部分等の管理

「第4 共用部分等の管理」に定めるとおりとします。

④ その他全体についての防火管理業務

「第5 その他全体についての防火管理業務」に定めるとおりとします。

⑤ 各防火管理者への指示

統括防火管理者は、全体についての防火管理業務を行う場合において必要があると認められるときは、各防火管理者に当該業務の実施のために必要な措置を講ずるよう指示します。なお、統括防火管理者は、防火管理者へ指示を行った場合、指示事項を別紙3「指示事項」に記録します。

⑥ 各管理権原者への報告及び提案

統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制を向上させるため、各管理権原者に防火管理上必要な報告及び提案を行います。

⑦ 消防署との連携

統括防火管理者は、この建物全体の防火管理体制を向上させるため、消防署との連携を密にし、必要に応じて、防災教育や消防訓練の指導を依頼します。

3 防火管理者

防火管理者は、統括防火管理者が行う全体についての防火管理業務について協力するとともに、次の事項を行います。

- ① 各テナントの消防計画の作成
各防火管理者は、全体の消防計画に適合した各テナントの消防計画（以下「個別の消防計画」という。）を作成する。
- ② 統括防火管理者からの指示内容の遵守
防火管理者は、統括防火管理者から全体についての防火管理業務を実施するために必要な措置を講ずるよう指示された場合は、速やかに指示内容を遵守するとともに、管理権原者にその指示内容を報告します。
- ③ 統括防火管理者への報告
各防火管理者は、次に掲げる行為を行う場合にあっては、統括防火管理者に報告します。
 - ア 防火管理者を選任・解任するとき
 - イ 個別の消防計画の作成（変更）するとき
 - ウ 用途（一時的を含む。）を変更するとき
 - エ 内装変更又は改築等の工事を行おうとするとき
 - オ 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物の貯蔵・取扱いを行おうとするとき
 - カ 臨時に火気を使用しようとするとき
 - キ 催物を開催しようとするとき
 - ク 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行おうとするとき
 - ケ 個別の消防計画に基づく消防訓練を実施しようとするとき
 - コ 統括防火管理者から指示された事項を行ったとき
 - サ 消防用設備等及び特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検を実施したとき
 - シ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し、又は改修するとき
 - ス 客席又は避難通路の変更を行うとき
 - セ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - ソ 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物点検を実施したとき
 - タ その他特異な事象

※ 上記ソは、該当する場合に記入して下さい。

第3 消防訓練

- 1 訓練の実施時期
統括防火管理者は、この建物全体についての消火、通報及び避難の訓練（以下「全体の訓練」という。）を毎年〔 〕月と〔 〕月に実施します。
- 2 訓練の事前連絡
統括防火管理者は、全体の訓練の実施について、事前に各防火管理者に連絡します。
- 3 訓練への参加
各防火管理者は、従業員等に対し、全体の訓練への参加を促すとともに、自らも訓練に参加します。
- 4 訓練記録の保管
統括防火管理者は、全体の訓練を実施した場合には、その結果を記録し保管します。

第4 共用部分等の管理

1 共用部分等の管理

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設を適正に管理します。

① 廊下、階段、避難口、通路等

ア 避難の障害となる物品は置きません。

イ 床面は、避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持します。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持します。

② 安全区画、防煙区画

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持します。

イ 閉鎖の障害となる物品を置きません。

2 避難経路の案内

統括防火管理者は、避難の際の安全を確保するため、必要に応じて避難経路図を掲出します。

第5 その他全体についての防火管理業務

1 工事中の防火管理

① 共用部分の工事、複数のテナントにわたる工事

共用部分の工事や各テナントにわたる工事をするときには、統括防火管理者は、工事前に施工関係者及び関係する防火管理者と打ち合わせて、火災予防に関して必要な事項を指示し、次の事項を施工関係者に守らせませす。

ア 工事中の安全計画書を統括防火管理者へ提出させませす。

イ 工事中の施工責任者を選任させませす。

ウ 危険物、高圧ガス、溶接機などの持込みや火を使用する作業については、その都度統括防火管理者の承認を受けさせませす。

② テナント内での単独工事

テナント内での単独工事のときは、防火管理者が上記①の指導を施工関係者に行い、統括防火管理者に工事の期間と概要を報告させませす。

③ 各防火管理者への連絡

統括防火管理者は、この建物内で行われる工事について、各防火管理者に連絡させませす。

④ 工事に伴う消防計画の変更

統括防火管理者と防火管理者は、必要に応じ、工事に伴い全体の消防計画及び各テナントの消防計画の変更の必要性を協議させませす。

2 放火防止対策

① 放火防止対策の推進

統括防火管理者は、次の事項を推進させませす。

ア 建物内及び建物周囲にみだりに可燃物を置きさせませす。

イ 物置、空室、ゴミ集積所など放火されやすい場所の施錠管理を徹底させませす。

- ウ 階段室、トイレなど死角となりやすい場所の監視に努めます。
- エ 挙動不審者の監視に努めます。
- オ 必要に応じ、常夜灯を設置するなど建物周囲の放火防止に努めます

3 火災予防のための注意事項及び災害時の活動要領の掲示

各防火管理者は、火災予防及び災害による被害の軽減のため、別表2「火災予防の役割と日ごろの注意事項」及び別表3-1「自衛消防隊の編成と任務」を従業員の目につきやすい場所に掲示します。

※ 建物が小規模の場合は、別表3-2「自衛消防隊の編成と任務（小規模）」を活用して下さい。

4 日常点検

統括防火管理者は、別表4「自主検査チェック表」及び別表5「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、共用部の日常点検を行います。

5 消防用設備等の法定点検

各管理権原者は、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施出来るよう協力します。また、点検には、統括防火管理者、防火管理者又はこれらの代行者が立ち会います。

6 防火教育

統括防火管理者は防火管理者と協力し、従業員等の防火管理業務に従事する者に対して、消防計画の内容を周知するなど防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行います。

7 防火対象物点検及び報告

① 点検報告の委任

各管理権原者は、法8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検及び報告の事務手続きを〔 〕に委任します。

② 各管理権原者の義務

各管理権原者は、点検者が行う点検に積極的に協力するとともに、点検者から不備指摘等があれば即時改善を行います。

※ 上記7について、各管理権原者が、共同して防火対象物点検報告を行う場合は、記入して下さい。

第6 災害が起きた時の行動

1 自衛消防隊の設置及び災害時の任務

火災などの災害が起きたときの被害を最小限にとどめるため、この建物に自衛消防隊を設置し、別表3-1「自衛消防隊の編成と任務」のとおり自衛消防隊を編成し、その任務を行います。

※ 建物が小規模の場合は、別表3-2「自衛消防隊の編成と任務（小規模）」を活用して下さい。

2 公設消防隊に対する情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に公設消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を保管します。

- ① 統括防火管理台帳（別紙4）
- ② 各テナントの緊急連絡先
- ③ この建物全体及び各階別の見取図
 - ア テナント、通路、階段の配置など避難経路図
 - イ 消防用設備等の配置図
 - ウ 変電室、危険物施設などの位置図

4 公設消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、この建物の正面玄関等の目につきやすい場所に公設消防隊を誘導するための係員を配置します。

第7 その他

- 1 この建物全体についての防火管理業務の一部委託
この建物全体についての防火管理業務の一部を別紙5「防火管理業務委託状況表」のとおり委託します。

- 2 東南海・南海地震における対策
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、次により津波からの円滑な避難の確保を行います。
 - ① 津波警報が発表された際の避難場所は〔 〕とします。
 - ② 以下の防災訓練を年1回以上実施し、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施します。災害が起きた時の役割にあっては、別表3-1（3-2）のとおりとします。
 - ア 情報収集・伝達に関する訓練
 - イ 津波からの避難に関する訓練
 - ウ その他前各号を統合した総合防災訓練
 - ③ 統括防火管理者等が被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報を行います。

※ 上記1について、この建物全体についての防火管理業務の一部を委託する場合に記入して下さい。

※ 上記2について、この建物が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定された「推進地域」のうち、東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定められた地域に該当している場合に記入して下さい。

3 附則

全体の消防計画に定めたことは、《平成 年 月 日》から守らなければなりません。